

令和6年度知多南部消防組合消防職員募集

受 験 案 内

- ◆ 試 験 日 第1次試験 令和5年8月26日(土)
- ◆ 受付期間 令和5年7月3日(月)～7月31日(月)
- ◆ 試験会場 知多南部消防組合消防本部

知多郡美浜町大字河和字南橋田106番地の126

知多南部消防組合消防本部

TEL 0569(64)0119

私たちと一緒に町民の生命・財産を守りましょう！

武田 涼乃

消防第2課 令和5年度採用



私が消防士になりたいと思ったきっかけは、消防士の方々が人の命を全力で守ろうとする姿に強く憧れを持ったからです。そんな憧れの消防士になるため日々訓練しています。

消防は交替で365日災害に備え、119番通報があるとすぐに出場し、火災、救急、救助等の災害対応を迅速・確実を第一に活動します。

任務を遂行する上でチームワークはとても重要で、そのために訓練を重ね、知識と技術の向上に努めています。

知多南部消防組合は、美浜町と南知多町を管轄しています。職場の先輩方は明るく時に厳しくしてくださいませ。私はそんな先輩方をとても尊敬しています。まだまだ分からないことやできないことが沢山ありますが、元気に精一杯頑張ります。

消防士という仕事に責任と誇りを持ち、町民の皆さんの安心と安全を守るために、これからも日々の訓練と勉強に励んでいきます。

**私たちと一緒に、美浜町・南知多町の
安心と安全を守りませんか!!**

令和6年度採用職員応募要領

1 応募資格等

職 種	消 防 職	募集人員
応募資格	◎ 高等学校以上を卒業又は令和6年3月に卒業見込みの方 ◎ 救急救命士の資格を有する方又は令和6年3月までに取得見込みの方	若干名

- ・ その他 日本国籍を有しない者及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

2 応募書類

- ・ 受験申込書
自筆記入し、写真を貼付する。写真は、正面、上半身、脱帽で縦4cm×横3cmで6ヶ月以内に撮影したものを貼付
- ・ 最終学校の卒業（見込み）証明書および成績証明書
- ・ 免許資格取得（見込み）証明書（救急救命士）
- ・ 健康診断書（3か月以内の病院等で発行したもので、身長・体重・血圧・尿検査・胸部X線間接撮影結果等を含むもの。ただし、高等学校卒業見込みの方は全国高等学校統一の就職者用応募書類でも可能）

※ 受験申込書は知多南部消防組合消防本部総務課にてお渡しします。

消防本部まで来られない方は、下記の方法にて入手してください。

- 知多南部消防組合ホームページからダウンロード－受験申込書はA4サイズで2ページ分あります。印刷後、自筆記入下さい。

ホームページアドレス <http://chitanan.tac-net.ne.jp/>

3 受付期間及び受付時間

- ・ 期 間 令和5年7月3日(月)～令和5年7月31日(月)
(土・日・祝日を除く。)
- ・ 時 間 午前8時30分～午後5時15分

※ 申込書の提出は、受験者本人が持参して直接申し込みしてください。
(郵送又はインターネット、FAXによる受付はいたしません。)

4 試験内容

区分	試験科目	試験日	試験会場
第一次	一次面接 書類選考	令和5年8月26日(土) 午前9時30分集合	知多南部消防組合消防本部
第二次	適性検査 体力検査 作文 二次面接	令和5年9月17日(日) 午前8時45分集合	美浜町総合公園体育館
第三次	最終面接	令和5年10月中旬予定	知多南部消防組合消防本部

5 合格発表

令和5年10月下旬予定

卒業見込者が卒業できなかった場合、又は救急救命士の資格が取得できなかった場合は、採用を取り消す場合があります。

6 提出先

知多南部消防組合消防本部 総務課

7 組合の概要等

・ 職務内容

消防業務は、町民の生命・身体・財産を災害から守るため、次のような業務を行っています。

- ・ 災害警備業務
- ・ 危険物の許認可業務
- ・ 救急業務
- ・ 建築同意事務
- ・ 救助業務
- ・ 防災指導業務
- ・ 火災予防査察業務
- ・ 広報活動業務

- ・ 給与

令和5年4月1日現在における初任給は、次のとおりです。（月額）

☆大学卒の場合 191,700円

☆短大卒の場合 172,600円

☆高校卒の場合 158,900円

（上記の給与のほか、住居手当、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。）

- ・ 被服等

被服等貸与規程により職務上使用する被服等が貸与されます。

（制服、制帽、短靴、活動服、ネクタイ等）

- ・ 福利厚生

- ・ 短期給付 病気、ケガ、出産、死亡又は災害などに対して必要な給付が受けられます。

- ・ 長期給付 退職、障害又は死亡に対して年金などの給付が受けられます。

- ・ 福祉事業 健康診断、保養施設の利用、住宅資金の貸付けなどもあります。

- ・ その他 職員互助会によるリフレッシュ旅行年1回（1泊2日）などレクリエーションも実施しています。

※ 問合せ先

詳細については、下記へお問い合わせください。

〒 470-2404 知多郡美浜町大字河和字南橋田106番地の126

知多南部消防組合消防本部 総務課

電話 0569-64-0120（直通）

0569-64-0119（代表）

F A X 0569-62-2112

E-mail infocnfd@tac-net.ne.jp